

仮審判員手帳について

仮審判員手帳について以下のような細則を設けました。

① 仮審判員手帳の配布

当学連へ審判講習会の申し込みをし、試験に合格及び補欠合格した者に配布します。

② 実地講習について

実地講習を行った証明として仮審判員手帳に押印してください。

尚、以下の場合に押印を認めます。

- ・ 学連主催の大会での審判行為
- ・ 上記の東海学生駅伝を除く大会での補助員行為
- ・ 上記 2 項目を除く公認の大会の審判行為

また、実地講習の規定回数は

- ・ 合格者 → 3 回
- ・ 補欠合格者 → 6 回

規定回数を押印された仮審判員手帳とのみ審判員手帳を交換します。

※学連で配布する仮審判手帳以外に押印しないようにしてください。

③ 仮審判手帳の処理・審判員手帳への交換について

仮審判員手帳は、実習講習の規定回数が押印されたら、東海学連事務所に郵送してください。このとき、本連盟のホームページから「ダウンロード」→「審判講習会関係」→「仮審判手帳提出用名簿」をダウンロードし必要事項を記入の上、本連盟にメールで送ってください。日本学生陸上競技連合への郵送、処理、返送手続きを行います。

仮審判手帳を提出していただいて審判手帳をお渡しできるまで最低 3 か月程かかりますので、仮審判手帳の押印が溜まりましたら、大学ごとまとめて弊連盟まで郵送してくださいと助かります。

④ 再発行について

仮審判手帳を紛失した場合は再発行いたしますが、以前に行った実地講習に関する押印は、確認が取れたときのみ再押印します。